

指 示

平成23年5月13日

福島県知事
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年5月9日付け指示は、下記のとおり変更する。なお、平成23年4月20日付け指示、平成23年4月25日付け指示、平成23年5月1日付け指示及び平成23年5月11日付け指示については、引き続き措置されたい。

記

1. 福島県伊達市、相馬市、南相馬市、本宮市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、天栄村、平田村及び西郷村において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 福島県福島市及び桑折町において産出されたくさそてつについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

(参考)

指 示

平成23年5月9日

福島県知事
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

記

1. 福島県伊達市、相馬市、いわき市、三春町、天栄村及び平田村において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 福島県福島市及び桑折町において産出されたくさそてつについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。